

豊中市の交流派遣職員に係る宿泊施設の確保等に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市が国、地方公共団体その他の団体等（以下「派遣先」という。）に職員を派遣する場合において、派遣職員の宿泊施設の確保等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 派遣職員 職員の識見を高めること等を目的として、市と派遣先との協定等により派遣する職員であって、派遣先の所在地から市役所の位置を定める条例（昭和34年豊中市条例第14号）に基づく市役所の所在地までの距離が最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法で算定した場合に60キロメートル以上となる職員をいう。
- (2) 派遣期間 当該派遣について派遣先と締結した協定等に基づく期間をいう。

(宿泊施設の確保)

第3条 市長は、派遣職員が派遣先に通勤することが困難であり、かつ、賃貸借契約により宿泊施設を確保することが経済的かつ合理的であると認めるときは、当該派遣職員をして賃貸借契約により宿泊施設を確保するものとする。

(費用の弁償)

第4条 前条の場合において、次に掲げる費用は豊中市職員旅費支給条例（昭和23年豊中市条例第27号。以下「旅費支給条例」という。）及び豊中市職員旅費支給条例施行規則（昭和28年豊中市規則第11号）に基づき支給する。

- (1) 宿泊施設の家賃相当額（共益費を含む。）のうち現に支払った額
 - (2) 権利金、敷金、礼金、保証金その他賃貸借契約に必要な費用として市長が認めるもののうち現に支払った額
 - (3) 賃貸借契約の期間満了時の原状回復に係る修繕費用（派遣職員の故意又は重大な過失により宿泊施設に損害を及ぼした場合に係る修繕費用を除く。）のうち現に支払った額
- 2 前項の規定により支給する費用の総額を派遣期間における日数（市長が別に定める日数を除く。）で除して得た額は、旅費支給条例に定める宿泊料の一夜当たりの限度額を超えることができない。

(費用の返還)

第5条 派遣職員は、前条第1項各号に掲げる費用について退去時等に返還があった場合は、市長に返還しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月12日から実施する。